平成３０年（フ）第２７０号
東京都調布市下石原２丁目45番地８コーポ三和202
債務者　髙橋　修吾
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月18日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１４２０号
東京都杉並区松ノ木２丁目39―16―205
債務者　倉津麻衣子
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４６７号
東京都葛飾区鎌倉２丁目24―13―202
債務者　黒木　　裕
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１４７３号
東京都江戸川区西瑞江５丁目20―16―103
債務者　松井　友美
1　決定年月日時　平成30年３月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５１５号
東京都台東区浅草６丁目15―２―303
債務者　鈴木　善男
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月22日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月22日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１９０号
東京都羽村市五ノ神３丁目12番地10
債務者　八木　海仁
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月23日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月23日午前11時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成３０年（フ）第１８号
栃木県下都賀郡野木町大字丸林388番地８ハイツユミ１―Ｄ号、従前の住所栃木県下都賀郡野木町大字丸林579番地10マ・メゾン野木103号
債務者　児島　主税
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成３０年（フ）第１３８号
東京都東村山市廻田町３丁目15番地７プライムハイツ103
債務者　関口　重利
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月24日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第２９８９号
神奈川県茅ヶ崎市赤羽根2638番地　パストラル湘南103
債務者　川舛　直宣
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第３９８号
横浜市南区中里１丁目４番12―301号
債務者　古根　陽子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４０９号
横浜市神奈川区中丸34番地７　ハイツびんご203号
債務者　松岡かすみ
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１０号
横浜市青葉区荏田西２丁目15番地７　グレイス池尻104
債務者　奥田　晋央
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１１号
横浜市青葉区荏田西２丁目15番地７　グレイス池尻104
債務者　奥田　明希
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１７号
神奈川県大和市中央２丁目10番２号　カーサビアンカ302号
債務者　井藤亜希子
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月24日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第４１８号
横浜市旭区鶴ケ峰１丁目53番地　県営Ｇ206
債務者　渡部　満則
1　決定年月日時　平成30年３月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月29日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月30日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部